

食品ロスの削減の推進に関する法律案新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（設置） 第四十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
官民人材交流センター	国家公務員法	官民人材交流センター	国家公務員法
食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律 （令和元年法律第 号）	〔新設〕	〔新設〕

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十三の二 〔略〕</p> <p>十三の三 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 号）<u>第十一条第一項に規定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。</u></p> <p>十四 二十六 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十三の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十四 二十六 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>